

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会 S.E.N.S 養成セミナー受講規約

新旧対照表(2024年2月4日改定、2024年4月1日施行)

改定	現行
改定:2024年2月4日	改定:2021年8月22日
<p>第1条 受講登録</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 受講登録期間は、受講登録を行った日が属する年度の期初(4月1日)から起算して3年間とする。受講登録者は、1回に限り受講登録期間を3年間延長すること(再登録)が出来るものとする。ただし、災害・国の感染症対策等、受講登録者の責によらない事由の場合、本協会理事長(以下「理事長」という)の判断により受講登録期間を延長することがある。</p> <p>第3条 養成セミナーのキャンセル</p> <p>1. 受講登録者は、各養成セミナーの申込受付期間内に限り、本協会が定める所定の方法により、申込済みの養成セミナーをキャンセルすることができる。</p> <p>2. 前項にかかわらず、申込済みの養成セミナーが指導実習である場合には、指導実習開催初日の4日前までに限り、これをキャンセルすることができる。この場合、キャンセルの時期に応じて、次のとおり支払済みの参加費の返金を受けることができる。なお、返金は、当該養成セミナー開催後1ヶ月以内に、所定の返金手数料を控除して行なわれるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込受付期間終了日～指導実習開催初日の15日前までのキャンセル：受講料・宿泊費・会場費の全額返金</li> <li>・指導実習開催初日の14日前～指導実習開催初日の4日前までのキャンセル：宿泊費・会場費のみ全額返金</li> </ul> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条 免責事項</p> <p>1. 本協会の責めに帰さない養成セミナーの遅滞、変更、中断、中止、情報等の流出又は消失その他養成セミナーに関連して発生した受講登録者又は第三者の損害について、本協会は責任を負わな</p>	<p>第1条 受講登録</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 受講登録期間は、受講登録を行った日が属する年度の期初(4月1日)から起算して3年間とする。受講登録者は、<u>受講登録期間内に所定のポイントを取得できなかった場合</u>、1回に限り受講登録期間を3年間延長すること(再登録)が出来るものとする。ただし、災害・国の感染症対策等、受講登録者の責によらない事由の場合、本協会理事長(以下「理事長」という)の判断により受講登録期間を延長することがある。</p> <p>第3条 養成セミナーのキャンセル</p> <p>1. 受講登録者は、各養成セミナーの申込受付期間内に限り、本協会が定める所定の方法により、申込済みの養成セミナーをキャンセルすることができる。</p> <p>2. 前項にかかわらず、申込済みの養成セミナーが指導実習である場合には、指導実習開催日の<u>3</u>日前までに限り、これをキャンセルすることができる。この場合、キャンセルの時期に応じて、次のとおり支払済みの参加費の返金を受けることができる。なお、返金は、当該養成セミナー開催後1ヶ月以内に、所定の返金手数料を控除して行なわれるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込受付期間終了日～指導実習開催初日の15日前までのキャンセル：受講料・宿泊費・会場費の全額返金</li> <li>・指導実習開催初日の14日前～指導実習開催初日の4日前までのキャンセル：宿泊費・会場費のみ全額返金</li> </ul> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条 免責事項</p> <p>本協会の責めに帰さない養成セミナーの遅滞、変更、中断、中止、情報等の流出又は消失その他養成セミナーに関連して発生した受講登録者又は第三者の損害について、本協会は責任を負わないも</p>

改定	現行
<p>いものとする。</p> <p><u>2. 受講科目が不合格となった理由については、不合格事由（点数不足、遅刻、視聴時間不足等）を除き、本協会は受講登録者に対し開示する責任を負わないものとする。不合格事由の開示請求については、合否通知より1か月以内に、本協会に対して書面にて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>1. 本規程は、2019年11月17日より施行する。</u></p> <p><u>2. 本規程は、2021年8月22日に一部改定する。</u></p> <p><u>3. 本規程は、2024年2月4日に一部改定し、2024年4月1日より施行する。</u></p>	<p>のとする。</p> <p>制定:2019年11月17日 改定:2021年8月22日</p>